

# 一般社団法人 畑地農業振興会 常勤役員報酬規程

平成20年5月15日改正  
平成28年6月23日改正  
令和2年8月6日改正

## (運用の範囲)

第1条 社団法人畑地農業振興会定款第25条に基づき報酬を支払う常勤役員  
の報酬はこの規定の定めるところによる。

## (報酬の支給日)

第2条 毎月25日に支給し、その日が休日又は土曜日に当たるときは、繰り  
上げて支給する。

## (報酬)

第3条 常勤役員の月額報酬は年間支給額を12月で除した金額とし、年間支  
給額は9,000,000円とする。

2 月の途中で就任、退任したときは日曜日、際日を差し引いた日数を基礎  
に日割りによって計算する。

## (通勤手当)

第4条 通勤手当は、通勤のため交通機関を利用し、かつ、その運賃を負担す  
るときに支給する。

2 通勤手当の月額額は1箇月の通勤に要する運賃の額に相当するものとす  
る。

3 通勤費用の始期は毎月1日とし、報酬支給日に支給する。但し、月途中  
に就任したときは、翌月から支給する。

## (報酬の支払い)

第5条 報酬は租税公課、社会保険の個人負担及びこれらに準ずるものを控除  
し、現金で直接本人に対して支払う。本人の申し出により銀行口座振り込みを  
行うことができるものとする。

## 附則

1) この規程の変更は平成20年5月15日から施行する。